

(仮称) 四時風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告について

令和 8 年 4 月 6 日  
経 済 産 業 省  
大 臣 官 房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 四時風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、福島県知事及び茨城県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：福島県いわき市、鮫川村及び茨城県北茨城市  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大 94,500 kW（最大 21 基程度）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令 和 7 年 3 月 2 8 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令 和 7 年 6 月 6 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令 和 7 年 6 月 1 2 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令 和 7 年 1 0 月 1 4 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令 和 7 年 1 2 月 1 9 日
福 島 県 知 事 意 見 受 理	令 和 8 年 3 月 1 6 日
茨 城 県 知 事 意 見 受 理	令 和 8 年 3 月 1 7 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令 和 8 年 4 月 6 日

問合せ先：電力安全課 小西、山崎  
電話：03-3501-1511（内線：4921）

(別紙)

(仮称) 四時風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の一部が森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林に指定されていることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落又は流出による水環境、植物及び生態系等への影響が懸念される。このため、保安林内の立木伐採や土地の形質変更を可能な限り回避し、又は極力低減すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、現在稼働中の風力発電機及び住宅等が存在することから、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び超低周波音による生活環境への影響を考慮した上で、必要に応じて調査地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。
3. 風車の影の予測及び評価に当たっては、落葉樹の存在や四季を考慮すること。
4. 対象事業実施区域及び周辺は、汚染状況重点調査地域に指定された経過があることから、必要に応じて放射線の量について調査、予測及び評価を行うこと。